

大雪地区広域連合 第7期介護保険事業計画

(平成30年度 ～ 平成32年度)

【概要版】

大雪地区広域連合
(東川町・美瑛町・東神楽町)

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント	2
4. 住民アンケートの実施	2
5. 将来推計人口	3
6. 高齢者のいる世帯	4
7. 要介護（要支援）認定者の推計	5
8. 認知症高齢者の現状	6
9. 計画の基本目標	7
10. 地域包括ケアシステムの考え方	7
11. 地域支援事業	8～10
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	
(2) 包括的支援事業	
(3) 任意事業	
12. 介護（予防）保険サービスの利用見込み	11
13. 介護保険費用の見込み	12～14
(1) 標準給付費の推計	
(2) 地域支援事業費の推計	
(3) 第1号被保険者の保険料の推計	
(4) 第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額	
14. 低所得者支援	14
15. 計画の推進	15～16
(1) 住民に対する周知・啓発	
(2) 介護サービスの質の向上	
(3) 計画の進行管理	
(4) 介護給付等の適正化への取組及び目標設定	

【 概 要 版 】

大雪地区広域連合第7期介護保険事業計画

1. 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、平成28（2016）年に3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%となっています。今後も高齢者人口は増え続け、団塊の世代（昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれ）全てが後期高齢者（75歳以上）になる平成37（2025）年には高齢者人口は3,657万人となり、平成54（2042）年には3,878万人とピークを迎えると予測されています。

このような中、広域連合の構成町である東川町・美瑛町・東神楽町（以下「構成各町」という。）の人口は、平成29（2017）年10月1日で28,922人となり、そのうち65歳以上の高齢者は9,031人となりました。また、人口に占める高齢者の割合を示す高齢化率も31.2%と、およそ「3人に1人以上が65歳以上の高齢者」という状況になっています。

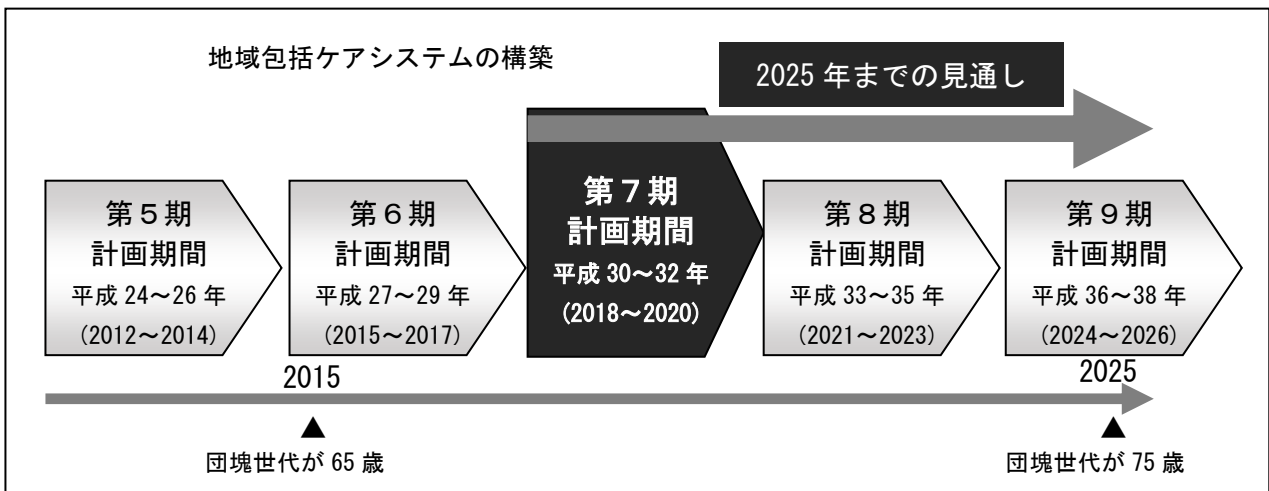
今後は、要介護等の認定者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者に対応したケアなどに地域全体で取り組み、地域共生社会の形成に資するよう、地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

平成27（2015）年3月に策定した「大雪地区広域連合 第6期介護保険事業計画」では、地域包括ケアシステムの推進や高齢者を支える介護力の向上をはじめ、介護予防の強化、介護サービスの基盤強化等に取り組んできました。

第7期計画においては、平成37（2025）年を見据えて地域包括ケアシステムを一層深化・推進させ、高齢者の自立支援や重度化防止等に向けた取組を行うことが求められています。

そこで、第6期計画の実績とその評価を踏まえ、地域の実情や課題、今後取り組むべき施策を「見える化」した上で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険事業の円滑な運営と計画的な推進を実現するために本計画を策定します。

2. 計画の期間



3. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

第7期における制度改正の目的は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするというものです。

【介護保険法改正における5つの柱】

地域包括ケアシステムの深化・推進	①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
	②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
	③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
介護保険制度の持続可能性の確保	④現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し（介護保険法）
	⑤介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

4. 住民アンケートの実施

本計画の策定にあたっては、次の2種類のアンケートを実施し、貴重なご回答をいただきました。いただいたアンケートの回答について、地域の課題を把握し介護予防対策等に反映していくことで、要介護状態の改善や要介護となることへの予防を図っていきます。

●健康とくらしの調査

対象：65歳以上の要介護(要支援)認定を受けていない一般高齢者 6,674人

●在宅介護実態調査

対象：65歳以上の要介護認定者 98名

5. 将来推計人口

人口推計は、構成各町が推計している推計人口により、将来人口を推計しました。本計画期間（平成30（2018）～平成32（2020）年）及び平成37（2025）年の総人口は減少傾向となり、計画期間最終年度の平成32（2020）年には28,391人、平成37（2025）年には27,986人まで減少することが見込まれます。一方、65歳以上の高齢者人口では年々増加傾向が見込まれ、平成32（2020）年には9,340人、平成37（2025）年には9,435人まで増加することが見込まれます。

高齢化率も平成32（2020）年には32.9%、平成37（2025）年には33.7%と増加することが見込まれ、高齢化がさらに進行すると予測しています。

単位：人

区分	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	28,922	28,625	28,508	28,391	27,986
東川町	8,312	8,069	8,066	8,067	8,128
美瑛町	10,228	10,106	9,960	9,811	9,309
東神楽町	10,382	10,450	10,482	10,513	10,549
0～39歳	10,303	9,967	9,809	9,645	9,450
東川町	3,035	2,844	2,823	2,799	2,860
美瑛町	3,141	3,040	2,929	2,818	2,692
東神楽町	4,127	4,083	4,057	4,028	3,898
40～64歳	9,588	9,511	9,448	9,406	9,101
東川町	2,621	2,605	2,609	2,613	2,565
美瑛町	3,330	3,273	3,209	3,147	2,947
東神楽町	3,637	3,633	3,630	3,646	3,589
高齢者人口	9,031	9,147	9,251	9,340	9,435
東川町	2,656	2,620	2,634	2,655	2,703
美瑛町	3,757	3,793	3,822	3,846	3,670
東神楽町	2,618	2,734	2,795	2,839	3,062
65～74歳	4,165	4,191	4,223	4,246	3,760
東川町	1,284	1,239	1,221	1,207	1,036
美瑛町	1,602	1,618	1,628	1,636	1,392
東神楽町	1,279	1,334	1,374	1,403	1,332
75歳以上	4,866	4,956	5,028	5,095	5,675
東川町	1,372	1,381	1,413	1,448	1,667
美瑛町	2,155	2,175	2,194	2,210	2,278
東神楽町	1,339	1,400	1,421	1,437	1,730
高齢化率	31.2%	32.0%	32.5%	32.9%	33.7%
東川町	32.0%	32.5%	32.7%	32.9%	33.3%
美瑛町	36.7%	37.5%	38.4%	39.2%	39.4%
東神楽町	25.2%	26.2%	26.7%	27.0%	29.0%
前期高齢者比率	14.4%	14.6%	14.8%	15.0%	13.4%
後期高齢者比率	16.8%	17.3%	17.6%	17.9%	20.3%

資料：平成29年は住民基本台帳10月1日現在

6. 高齢者のいる世帯

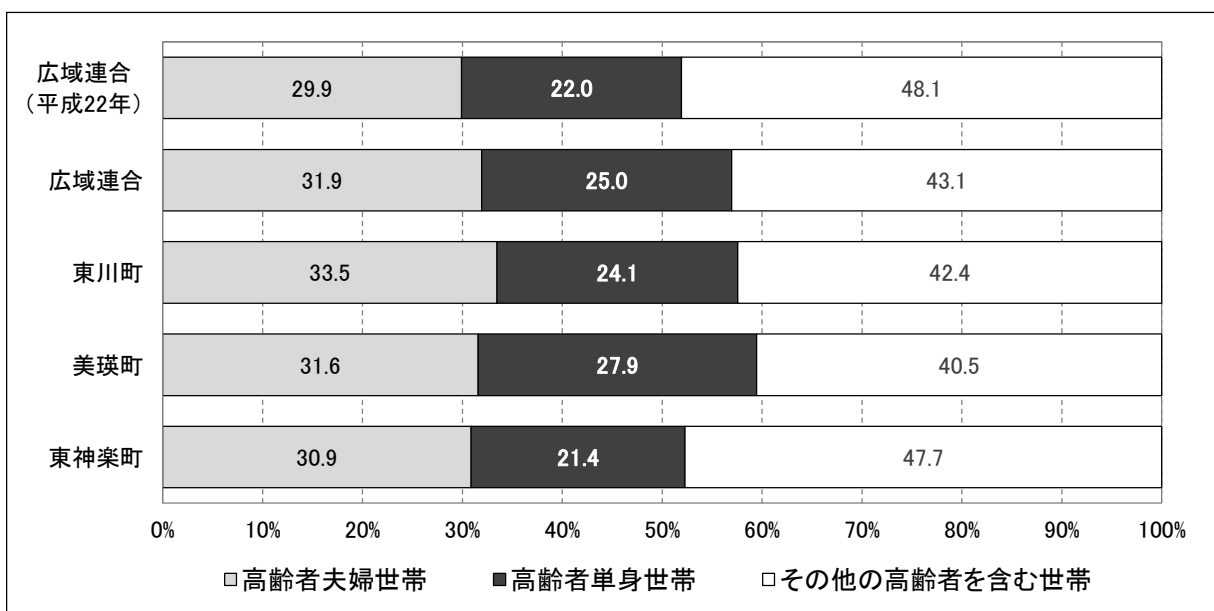
広域連合内では、世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯や単身世帯、高齢者同居世帯が増加しています。高齢者を含む世帯に占める高齢者単身世帯の割合では、美瑛町が27.9%と一番高くなっており、高齢者夫婦世帯の割合では、東川町が33.5%と一番高くなっています。

単位：世帯

区分	平成22年度		平成27年度	
	世帯数	構成比率(%)	世帯数	構成比率(%)
一般世帯	10,536	100.0	11,050	100.0
東川町	2,965	100.0	3,132	100.0
美瑛町	4,289	100.0	4,274	100.0
東神楽町	3,282	100.0	3,644	100.0
高齢者同居世帯	4,885	46.4	5,318	48.1
東川町	1,316	44.4	1,506	48.1
美瑛町	2,330	54.3	2,341	54.8
東神楽町	1,239	37.8	1,471	40.4
高齢者夫婦世帯	1,461	13.7	1,697	14.6
東川町	387	12.9	504	16.1
美瑛町	667	15.4	739	17.3
東神楽町	407	12.3	454	12.5
高齢者単身世帯	1,076	10.2	1,331	12.0
東川町	295	9.9	363	11.6
美瑛町	531	12.4	653	15.3
東神楽町	250	7.6	315	8.6

資料：国勢調査

【高齢者を含む世帯の構成割合】



資料：平成27年国勢調査

7. 要介護(要支援)認定者の推計

認定者の推計は、平成 29 (2017) 年の 1,900 人から平成 32 (2020) 年には 2,005 人、平成 37 (2025) 年には 2,250 人となり増加が見込まれます。また、出現率は平成 32 (2020) 年には 21.2%、平成 37 (2025) 年には 23.4%になると推計されます。

単位:人

区分	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
高齢者人口	9,031	9,147	9,251	9,340	9,435
東川町	2,656	2,620	2,634	2,655	2,703
美瑛町	3,757	3,793	3,822	3,846	3,670
東神楽町	2,618	2,734	2,795	2,839	3,062
第 1 号認定者	1,867	1,895	1,934	1,976	2,208
東川町	472	478	489	501	561
美瑛町	874	887	903	921	1029
東神楽町	521	530	542	554	618
第 2 号認定者	33	25	25	29	42
東川町	11	8	9	9	14
美瑛町	15	10	10	12	17
東神楽町	7	7	6	8	11
要支援 1	274	254	236	216	222
東川町	51	47	44	40	41
美瑛町	154	142	132	121	125
東神楽町	69	65	60	55	56
要支援 2	268	297	321	347	400
東川町	60	65	71	77	89
美瑛町	127	142	153	165	190
東神楽町	81	90	97	105	121
要介護 1	420	423	434	449	499
東川町	102	104	106	110	121
美瑛町	189	189	194	202	225
東神楽町	129	130	134	137	153
要介護 2	323	325	337	348	385
東川町	100	99	103	107	118
美瑛町	134	135	140	144	160
東神楽町	89	91	94	97	107
要介護 3	250	272	300	333	397
東川町	68	74	81	90	108
美瑛町	123	133	147	163	193
東神楽町	59	65	72	80	96
要介護 4	195	185	169	154	174
東川町	49	46	42	39	44
美瑛町	97	93	85	77	87
東神楽町	49	46	42	38	43
要介護 5	170	164	162	158	173
東川町	53	51	50	49	53
美瑛町	65	63	63	61	66
東神楽町	52	50	49	48	54
合計	1,900	1,920	1,959	2,005	2,250
東川町	483	486	497	512	574
美瑛町	889	897	914	933	1,046
東神楽町	528	537	548	560	630
出現率	20.7%	20.7%	20.9%	21.2%	23.4%
東川町	17.8%	18.1%	18.3%	18.7%	20.8%
美瑛町	23.3%	23.4%	23.6%	23.8%	26.4%
東神楽町	19.9%	20.4%	20.6%	20.8%	23.2%

資料:平成 29 年は介護保険事業状況報告 9 月分

※出現率=第1号認定者数÷高齢者人口

8. 認知症高齢者の現状

平成 28（2016）年度末における要介護認定者を、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の判定ランク別人数で見ると、ランクⅡ以上は広域連合内で 1,144 人となっており、平成 25（2013）年度末に比べ 123 人増加しています。

単位：人

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	美瑛町		東川町		東神楽町	
			40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上
自立			10 (8)	136 (115)	2 (4)	72 (70)	3 (2)	94 (69)
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		2 (3)	201 (270)	4 (2)	90 (93)	1 (3)	140 (121)
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。							
	Ⅱa 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	0 (1)	86 (54)	0 (1)	38 (31)	0 (2)	41 (48)
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	1 (5)	226 (151)	1 (1)	113 (116)	0 (0)	111 (113)
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。							
	Ⅲa 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	0 (2)	128 (98)	1 (2)	106 (104)	2 (0)	88 (59)
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ	0 (0)	18 (35)	0 (0)	10 (14)	0 (0)	17 (16)
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	1 (0)	55 (72)	1 (1)	46 (28)	0 (0)	33 (33)
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	0 (0)	10 (20)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	8 (13)
認知症自立度ランクⅡ以上（認知機能低下状態）			2 (8)	523 (430)	3 (5)	316 (294)	2 (2)	298 (282)

平成 29 年 3 月 31 日現在
()内は平成 26 年 3 月 31 日現在

9. 計画の基本目標

- 要介護状態の改善もしくは、悪化の防止、又は要介護状態となることへの予防を図ってまいります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていきながら、高齢者が安心して生活できるまちを目指します。
- 高齢者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

10. 地域包括ケアシステムの考え方

平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度の「大雪地区広域連合 第6期介護保険事業計画」から地域包括ケアシステムの推進を掲げ、「地域包括支援センターの機能強化」、「地域リハビリテーションの推進」、「高齢者福祉・介護を担う人材育成と確保」、「地域福祉の推進」に取り組んできました。

本計画においても、平成 37（2025）年を見据えて、引き続き地域包括ケア社会の深化・推進に向けた取組が求められていますが、地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を強化していこうということが、広域連合が目指す地域包括ケアシステムの姿です。

地域包括ケアシステムとは、全国一律ではなく、各地域で高齢化がピークに達するときを想定し、地域の実情や特性に合った体制を整えていくものです。ここでいう「地域」とは日常生活圏域を指し、おおむね 30 分以内に駆けつけられる場所を想定しており、高齢者の住居が自宅であるか施設であるかを問わず、地域での暮らしに関わる安心・安全なサービスを 24 時間毎日利用できることが目的です。

広域連合の特性を活かした地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して、地域の中で誰がどのような役割を担うか、どのように実践していくかを具体化し、取り組んでいくものとします。

11. 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者等が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から実施する事業として創設されました。地域支援事業は、主に介護予防・日常生活支援事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成されています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた方と基本チェックリストで対象者となった方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業の2事業があります。高齢者本人の年齢や心身の状態を考えて自立支援に関する取組を推進するために、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図るように構成されています。

介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 訪問介護相当サービス

実施町	事業名
東川町	訪問介護相当サービス
美瑛町	訪問介護相当サービス
東神楽町	訪問介護相当サービス

イ 訪問型サービスB（住民主体による支援）

実施町	事業名
東神楽町	住民主体サービス補助金交付事業

② 通所型サービス（第1号通所事業）

ア 通所介護相当サービス

実施町	事業名
東川町	通所介護相当サービス
美瑛町	通所介護相当サービス
東神楽町	通所介護相当サービス

イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

実施町	事業名
美瑛町	慈光園通所型サービスA
東神楽町	東神楽町高齢者基準緩和型通所サービス（あえる day）

③ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）

ア 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等

実施町	事業名
美瑛町	生活支援サービス（小規模多機能七彩、虹、燈、ひなた、ほたる）

④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

ア 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等

実施町	事業名
東川町	介護予防ケアマネジメント
美瑛町	介護予防ケアマネジメント
東神楽町	介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

実施町	事業名
東川町	介護予防訪問事業
美瑛町	介護予防訪問事業
東神楽町	高齢者実態把握訪問事業

② 介護予防普及啓発事業

実施町	事業名
東川町	いきいきセンター介護予防教室
東川町	キトウシ元気65事業
東川町	地域まるごと元気アップ事業
東川町	口腔講座
東川町	介護予防講座
東川町	健康体操・健康運動
東川町	健康相談
美瑛町	一般向け音楽療法
東神楽町	転倒予防教室
東神楽町	介護予防講師派遣助成事業
東神楽町	健康相談・指導事業

③ 地域介護予防活動支援事業

実施町	事業名
美瑛町	生きがいデイサービス事業
美瑛町	地域サロン活動推進事業
美瑛町	地域サロン事業委託
東神楽町	高齢者交流サロン活動助成事業
東神楽町	自主活動支援体験・リーダー養成事業

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

実施町	事業名
美瑛町	地域リハビリテーション活動支援事業
東神楽町	地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者を取り巻く地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを、構成各町に設けられた地域包括支援センターが一括して委託を受けて実施します。

事業名
① 地域包括支援センターの運営
② 在宅医療・介護連携推進事業
③ 生活支援体制整備事業
④ 認知症総合支援事業
⑤ 認知症地域支援・ケア向上事業
⑥ 地域ケア会議推進事業

(3) 任意事業

任意事業は、地域の実情に応じ、創意工夫を活かした多様な取組ができる事業です。高齢者の自立支援に効果が期待できる事業を地域支援事業として継続して実施します。

① 家族介護支援事業

実施町	事業名
美 瑛 町	寝たきり者等介護用品購入助成事業

② その他の事業

ア 成年後見制度推進事業

実施町	事業名
美 瑛 町	成年後見制度推進事業

イ 福祉用具・住宅改修支援事業

実施町	事業名
美 瑛 町	福祉用具・住宅改修支援事業
東 神 楽 町	住宅改修理由書作成等助成事業

ウ 認知症サポーター等養成事業

実施町	事業名
美 瑛 町	認知症サポーター養成講座

エ 地域自立生活支援事業

実施町	事業名
東 川 町	食の自立支援事業
美 瑛 町	配食サービス事業
東 神 楽 町	配食サービス事業
東 神 楽 町	緊急通報装置貸与事業

12. 介護(予防)保険サービスの利用見込み

区分	単位	介護サービス			介護予防サービス		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅サービス							
訪問介護	人/年	3,144	3,180	3,216			
訪問入浴介護	回/年	768	787	805	0	0	0
訪問看護	回/年	10,129	10,296	10,460	950	950	979
訪問リハビリテーション	回/年	8,604	8,728	9,044	2,838	2,886	2,938
居宅療養管理指導	人/年	660	672	684	48	48	48
通所介護(人)	人/年	1,392	1,416	1,440			
通所リハビリテーション(人)	人/年	1,740	1,764	1,776	1,116	1,140	1,164
短期入所生活介護(日)	日/年	504	516	528	24	24	24
短期入所療養介護(日)	日/年	288	300	300	12	12	12
福祉用具貸与(人)	人/年	4,788	4,812	4,896	1,776	1,800	1,836
特定福祉用具販売(人)	人/年	84	84	84	72	72	72
住宅改修費	人/年	84	84	84	60	60	60
特定施設入居者生活介護	人/年	696	708	720	72	72	72
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/年	36	36	36			
認知症対応型通所介護	回/年	151	154	140	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/年	984	996	1,008	324	324	324
認知症対応型共同生活介護	人/年	1,176	1,200	1,224	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人/年	732	744	756			
地域密着型通所介護	人/年	1,596	1,620	1,632			
施設サービス							
介護老人福祉施設	人/年	159	162	165			
介護老人保健施設	人/年	162	165	168			
介護療養型医療施設	人/年	9	9	10			
居宅介護支援／介護予防支援	人/年	7,044	7,152	7,260	3,528	3,600	3,660

13. 介護保険費用の見込み

(1) 標準給付費の推計

単位:円

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付費	2,636,577,000	2,682,616,000	2,728,583,000	2,962,625,000
居宅サービス	769,554,000	782,505,000	795,294,000	865,383,000
地域密着型サービス	775,036,000	788,741,000	802,426,000	867,893,000
施設サービス	997,262,000	1,015,051,000	1,033,033,000	1,122,869,000
居宅介護支援	94,725,000	96,319,000	97,830,000	106,486,000
介護予防給付費	100,463,000	102,439,000	104,483,000	113,351,000
介護予防サービス	64,249,000	65,469,000	66,827,000	72,617,000
地域密着型介護予防サービス	20,999,000	21,437,000	21,865,000	23,596,000
介護予防支援	15,215,000	15,533,000	15,791,000	17,138,000
一定以上所得者負担調整等	△907,766	31,049,618	64,575,802	82,380,341
総給付費 (A)	2,736,132,234	2,816,104,618	2,897,641,802	3,158,356,341

単位:円

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
その他のサービス (B)	2,636,577,000	2,682,616,000	2,728,583,000	2,962,625,000
特定入所者介護サービス費等給付費	145,659,463	148,639,181	151,611,963	166,773,159
高額介護サービス費等給付額	67,888,995	69,277,783	70,663,338	77,729,671
高額医療合算介護サービス費等給付費	37,783,306	38,556,229	39,327,353	43,260,088
算定対象審査支払手数料	3,026,000	3,086,520	3,148,196	3,462,968

単位:円

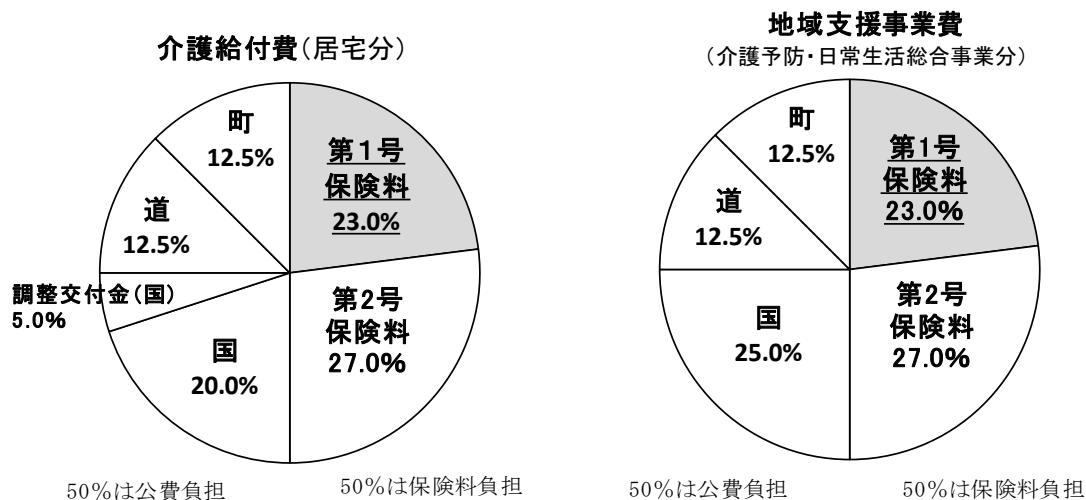
区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費見込額 (A+B)	2,990,489,998	3,075,664,331	3,162,392,652	3,449,582,227

(2) 地域支援事業費の推計

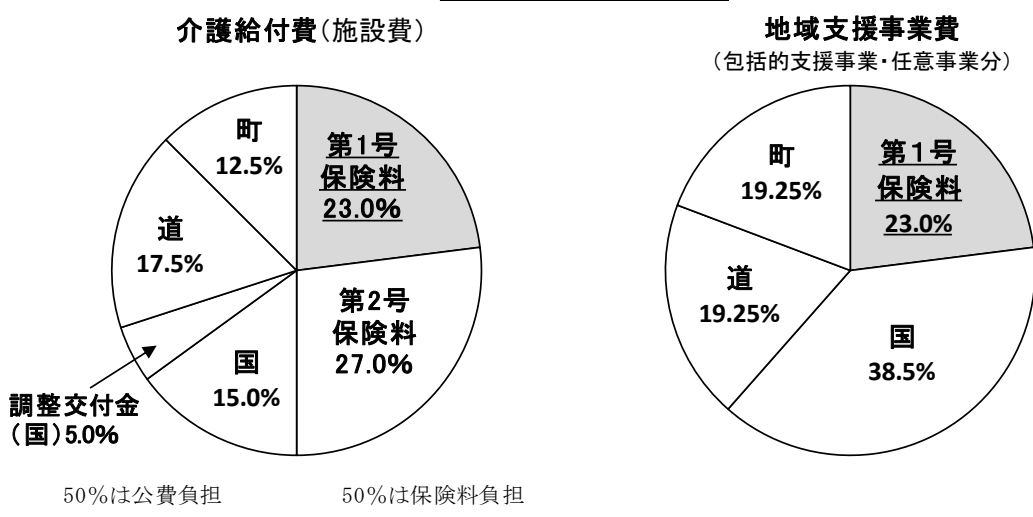
単位:円

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	143,507,000	143,507,000	143,507,000	143,507,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	75,000,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000
包括的支援事業・任意事業費	68,507,000	68,507,000	68,507,000	68,507,000

(3) 第1号被保険者の保険料の推計



介護保険費用の財源



介護保険料収納必要額 (9,659,067,981円×第1号被保険者負担率23%)	2,221,585,636円
↓	
調整交付金基準超過交付額 (②-①)	215,394,651円
① 調整交付金見込額	472,677,349円
② 調整交付金相当額 (後期高齢者割合や所得の現況により実際に交付される額)	688,072,000円
↓	
介護保険事業準備基金取崩額	50,000,000円
↓	
予定介護保険料収納率	99.00%
↓	
第7期 第1号被保険者基準保険料	年額 72,929円 月額 6,077円

(4) 第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合	保険料 (年額:円)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者又は本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 公費軽減後 (基準額×0.45)	36,500 公費軽減後 (32,800)
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.70	51,000
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	54,700
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.88	64,200
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 72,929×1.00	72,900
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の方	基準額×1.26	91,900
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	94,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得200万円以上300万円未満の方	基準額×1.57	114,500
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	116,700
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得400万円以上600万円未満の方	基準額×1.87	136,400
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得600万円以上800万円未満の方	基準額×2.13	155,300
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.33	169,900
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得1,000万円以上の方	基準額×2.53	184,500

14. 低所得者支援

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人では、その公益的な役割等により、当該法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム等のサービスに関する利用者負担について、要件を満たす被保険者を対象に、利用料と食費、居住費等について、法人の負担による軽減を実施しています（あらかじめ軽減を実施する旨を届け出た法人に限る）。今後も引き続き軽減対策が実施されるよう、関係機関との調整を行います。

15. 計画の推進

(1) 住民に対する周知・啓発

介護保険制度への正しい理解や介護サービス事業者などについて広く情報提供するため、ホームページや各種パンフレットなどを活用しながら構成各町民への周知・啓発を進めます。

さらに、介護保険業務を広域連合で行うことにより、本来は利用できない他町の地域密着型サービスを構成各町内で利用できること等から、単独町で介護保険業務を行うことと比べ、利用者の利便性は高まります。

こうした、広域連合で介護保険業務を行うことの有意性も併せて周知します。

また、利用者や利用者の家族などからの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、構成各町と広域連合の連携を密にし、情報の共有を図ります。

(2) 介護サービスの質の向上

① 地域包括支援センター職員の資質の向上

高齢者が、住み慣れた地域で効果的な包括的ケアを受けられるようにするためには、地域包括支援センターに配置された保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、その知識や技能をお互いに活かしながら、地域で高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法を用いて解決していくことが必要であり、これらの人材の資質の向上が重要となります。

今後は、地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO 法人やボランティア団体）を活かした生活支援、地域ケア会議の効果的な実施等、地域包括支援センターの役割はさらに大きくなります。

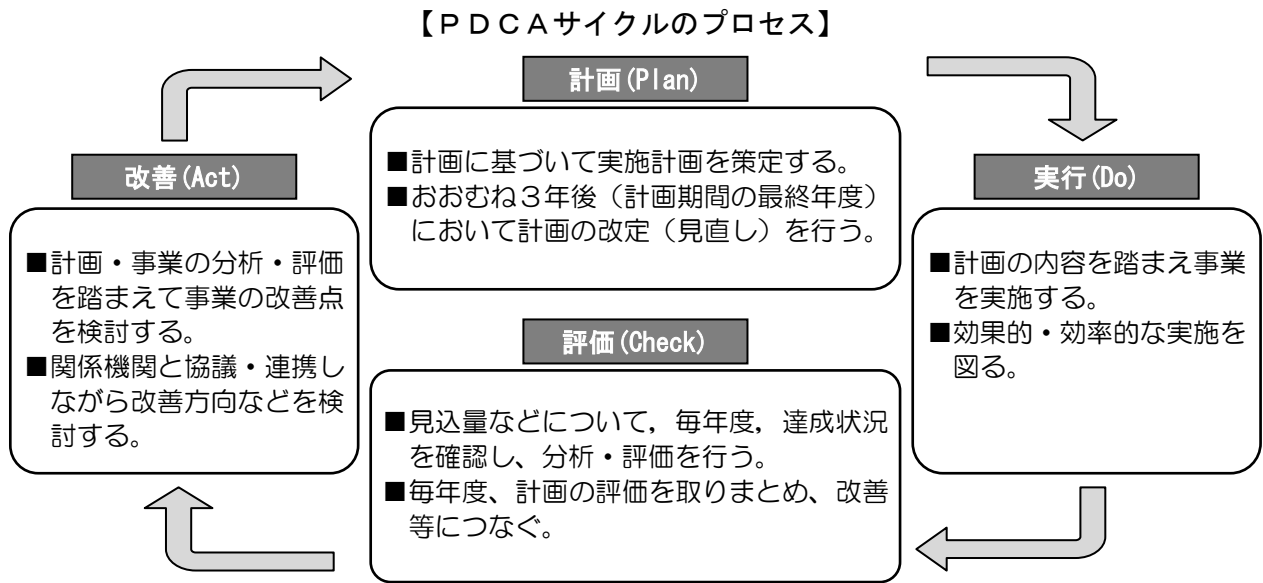
地域包括支援センター職員向けの研修を通して職員の資質向上を図るとともに、構成各町が設置する地域包括支援センターの連携強化により、お互いの課題や知見等を共有し得る場を積極的に創出し、地域支援事業等の円滑化を図ります。

② サービス提供事業者の充実・質の向上

サービス提供事業者やケアマネジャーによる適切な介護保険サービスを確保するため、これまで以上に迅速な情報提供を図るとともに、不足するサービスを洗い出し公募等によりサービスの充足を図ります。

また、事業者から幅広く情報収集し、かつ事業者同士が意見交換できる場を創出し、事業運営や、利用者の満足度向上や介護度の改善等に資する手法の共有化により、円滑かつ効果的なサービス提供等を図ります。

(3) 計画の進行管理



(4) 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

① 介護給付等の適正化の基本方針

広域連合は、介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取組を実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

② 適正化の内容・方針

- ア 要介護認定の適正化
- イ ケアプランの点検
- ウ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）
- エ 縦覧点検・医療情報との突合
- オ 介護給付費通知

